

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	銀行及び銀行代理業者等に係る休日規制の緩和	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線3570) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成30年7月12日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>銀行等の休日は、法令により土曜、日曜、祝日、12月31日から1月3日までと定められているほか、当座預金業務を営まない営業所等に限り、金融庁長官の承認を受けた日を休日とすることができる。とされている。</p> <p>当該規制に対しては、地域の人口動態変化等により収益上維持が困難となった営業所等についても、金融機能を提供し続ける観点からその維持が求められており、営業所等廃止ではなく、営業日を絞り込むなどの対応が必要となってきたことなどから、規制の見直しの必要性が指摘されてきた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当座預金業務を営む営業所等についても、顧客利便性を著しく損ねることがない場合に当局の承認により休日を設けることを認めることで、銀行等において地域の実情に即した営業所等の運営が可能となり、例えば過疎地等においても金融機能を発揮し続けることができることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銀行法施行令第16条の7(改正) 等
想定される代替案	銀行等の当期利益が赤字になった場合に限り、コスト削減のため当座預金業務を営む営業所等についても、当局の承認を得て土、日、祝日、12月31日～1月3日以外の休日を設定できるようにする。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	銀行等が当局の承認を受けて営業所等の休日を設ける場合には、当該営業所等にその旨を掲示する必要があるため、そのための費用が発生し得る。なお、本件規制緩和の対象となる銀行等の総数は約1,090(平成30年6月15日現在)。	休日とされた日に当該営業所等を利用できない顧客が、最寄りの営業所等まで移動するための交通費が増加する。承認申請に要する費用、銀行等が休日を設定する営業所等にその旨を掲示するための費用は、改正案と同様に発生する。
(行政費用)	銀行等より当座預金業務を営む営業所等に係る休日承認の申請があった際に、当該営業所等の顧客の利便を著しく損なわないか等を確認する必要があるところ、当該確認は、従前より実施している銀行等の業務運営や顧客保護態勢についてのモニタリングの中で実施可能であるため、本件について過大な行政費用が発生することは見込まれない。	休日とされた日に当該営業所等を利用できない顧客が、最寄りの営業所等まで移動するための交通費が増加する。承認申請に要する費用、銀行等が休日を設定する営業所等にその旨を掲示するための費用は、改正案と同様に発生する。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	<p>○ 本件規制緩和により、例えば、従来であれば撤退せざるを得なかった不採算営業所等について、休日を効率的に設定することにより撤退等させることなく運営することが可能となり、過疎地等においても金融機能を発揮し続けることができる。</p> <p>○ 不採算営業所等が撤退すると、その営業所等を利用する顧客は遠方の営業所等と取引せざるを得ず、また、振込や振替口座の変更手続きを強いられるなど、利便性の低下や煩雑な手続きといった不利益を受入れざるを得ない。しかし、本件改正により、休日を効率的に活用して営業所等を存続させ金融サービスを提供することで、このような顧客の不利益が相当程度軽減される。</p> <p>○ 当該規制緩和により営業所等運営に係るコスト削減効果が見込まれる。</p>	改正案と同様に、従来であれば撤退せざるを得なかった不採算営業所等について、休日を効率的に設定することにより撤退することなく運営することが可能となるなど、過疎地等においても金融機能を発揮し続けることができる。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	本件規制緩和の実施により銀行等の営業所等における休日規制が緩和されれば、当座預金を取り扱う銀行代理業への新規参入の促進、銀行代理業を活用した新たな金融サービスの登場、銀行等による地域属性をより反映した営業所等の設置及び運営を通じて顧客の利便性向上が期待される。	代替案の場合、当期利益が赤字となった場合にしか休日を承認しないため、銀行等が財務内容に関する風評被害を受ける可能性がある。また、当期利益が赤字ではない銀行等は承認を得ることができず不採算営業所等を撤退せざるを得ないため、改正案に比して顧客の利便性が低下するおそれがある。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>本案の場合、休日設定の旨を掲示するための遵守費用や審査のための行政費用が発生するものの、その費用の発生は限定的であると考えられる。</p> <p>一方、便益については、本件規制緩和により、例えば、従来であれば撤退せざるを得なかった不採算営業所等について撤退させることなく運営することが可能となり、過疎地等においても金融機能を発揮し続けることができる。</p> <p>本件規制緩和により発生する費用が限定的なものに留まることを踏まえれば、銀行等が地域において金融機能を発揮し続けることによる便益は当該費用を上回ると考えられるため、本案は適当と考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	銀行法施行令等の一部を改正する政令等の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		